今月の窓

持続可能な農業の要件

農業の持続可能性については、近年、専ら環境との調和の観点から議論されることが多い印象がある。SDGsのウェディングケーキモデル（SDGsの17の目標を、下から「生物圏」「社会圏」「経済圏」の順に３階層に区分し、位置関係を図式化したもの）をみるまでもなく、農業が持続可能であるためには、確かにまず基本となる自然条件が確保されてこそではある。が、当然ながら、これに加えて一定の社会条件が整備され、ヒト・モノ・カネといった生産要素が確保され、そして何より経営として中長期的に収支が成り立つことが必要となろう。

この社会条件・生産要素として考えられるものは、担い手、農地、生産資材、技術、資金、流通・販路など様々あろうが、今般の食料・農業・農村基本法の見直しにあたり基本法検証部会において課題提起されたように、継続的・安定的な確保が大いに危惧される状況にあるものは多い。

例えば、担い手についてみてみると、2000年に240万人いた基幹的農業従事者は22年には123万人とほぼ半減しており、農林水産省によれば、今後20年間でさらに30万人にまで急減する可能性があるとされている。こうした状況に対し、農業法人などの団体経営体が代替して農地や農業生産を維持していくことが期待されてきたのであろうが、本号における内田論文によれば、耕種においては麦類を除き、また、畜産においてはブロイラーを除き、それが困難となる可能性が示唆される。つまり、耕作放棄地や荒廃農地の基本的な増加傾向も踏まえれば、少なくとも現状は、リタイアする農家の農地や生産を受け皿となるべき担い手が受けきれていないということであろう。

また、経営として収支を確保する観点から注目されている適正な価格形成についてみてみると、コロナ後の世界的なインフレ進行に構造的な人手不足や円安の定着等も相俟って、食料品を含めて約40年ぶりの物価上昇率を記録するなかにあっても、農畜産物価格の上昇は、エネルギー・資材価格の高騰に比して緩やかである。基本的に保存がきかず競合代替品も相応に多い多種多様な農畜産物について、合理的な費用を反映した適正な価格形成を実現することは、現在まさに法制化に向けた検討が加速されてはいるものの、なかなかに容易ではないだろうと個人的には感じる。

こうした状況を踏まえればこその今般の食料・農業・農村基本法と関係諸法令の改正・整備であろうし、本号における平澤論文によれば、欧州においても時々で各産物の置かれた状況を踏まえ施策を変遷させてきたことが示されている。改正後の基本法に基づき実施が予定される基本計画の改定に向けて、持続可能な農業の要件の真に実効性ある具備にかかる議論・検討が、一層深まることを望みたい。

当社においても、「食料安全保障の向上」「グリーン農政」と並んで「産業として持続可能な農業」を、中長期的に研究・発信・提言を行う三大テーマの一つに掲げており、今後とも関係各分野における研究深化と積極的な発信・提言に努めていく所存である。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務　福田　仁・ふくだ ひとし）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/